

NEWS LETTER

Vol**40**

お客さまとともに

2017 年 4 月号

経営力向上計画および 固定資産税の軽減措置

CONTENTS

経営力向上計画および固定資産税の軽減措置

役員の重任

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町 1 丁目 3 番地 3

TEL 088-631-8119

FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

TEL 0883-26-0182

FAX 0883-26-0187



経営力向上計画および固定資産税の軽減措置

中小企業等経営強化法

■制度導入の背景

近年、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、生産性は低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在しています。こうした中で、労働の供給制約等を克服し、将来の成長を果たすべく、生産性向上をはじめとした経営力の向上を図ることが必要とされています。

そこで、国は事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」を策定しま

した。中小企業・小規模事業者は、事業分野別指針に沿って、経営力向上のための事業計画（経営力向上計画）を申請し、国の認定を受けることができます。経営力向上計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対しては、固定資産税の軽減ほか各種の支援措置が定められており、各事業者はそうした支援措置も活用しつつ、認定を受けた計画を実行し、経営力の向上を図ることとなります。

■各種支援措置について

現時点で、下記のような支援措置が定められています。

- ・一定の機械装置を取得した場合、固定資産税が最大3年間、1/2に軽減。
- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）。

例：日本政策金融公庫による低利子融資。

・補助金申請時における優先採択。

例：「IT導入補助金」の審査項目の中には「経営力向上計画の認定を受けているか」という審査事項が定められています。

■固定資産税の軽減措置

- (1) 160万円以上の機械装置を導入。
- (2) 過去10年以内に販売開始されたものを新品で購入。
- (3) 生産性向上が認められるモデルである（工業会等の証明書により判断）。

→(1)～(3)すべてを満たす固定資産の取得に際しては、当該資産に係る固定資産税が最大3年間1/2に軽減される可能性があります。

▶想定される軽減額の例

(例1) 500万円の機械（法定耐用年数6年）を取得した場合の税額

	1年目	2年目	3年目	合計
軽減なし	6万円	4万円	3万円	13万円
軽減あり	3万円	2万円	1.5万円	6.5万円

→3年間で約6万円程度の軽減見込み

(例2) 2,000万円の機械（法定耐用年数10年）を取得した場合の税額

	1年目	2年目	3年目	合計
軽減なし	25万円	20万円	16万円	61万円
軽減あり	12.5万円	10万円	8万円	30.5万円

→3年間で約30万円程度の軽減見込み

※上記の税額は想定される税額の一例であり、実際の課税額は市町村によって異なります。

■制度の活用について

本制度は、中小企業・小規模事業者に対し、生産性の向上をはじめとした経営力の向上のための取り組みを促すために開始した制度です。一方で、対象となる資産を取得する設備投資の予定がある事業者については、その設

備投資に際して経営力向上計画を策定し認定を受けることにより、当該資産について固定資産税の軽減措置を受けたうえで、今後の補助金申請における優先採択要件を具備することにも繋がります。

■手続きの流れ（固定資産税の軽減を受ける場合）

- (1) メーカー・販売店等に依頼し、「証明書※」の交付を受ける。
- (2) 対象資産の取得を内容に盛り込んだ「経営力向上計画」を策定。
- (3) 「証明書」「経営力向上計画に係る認定申請書」を所管大臣に提出。
- (4) 計画が認定された場合、「認定書」が交付される。
- (5) 固定資産税に係る償却資産の申告の際、上記「認定書」他の写しを市町村に提出。

→当該資産について1/2に軽減された固定資産税が課されることになります。
※「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書」（生産性向上設備投資促進税制や中小企業等投資促進税制に係る「産業競争力強化法」の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書）とは別様式の証明書ですので、依頼の際はご注意ください。）

■ご案内

税理士法人アクシスにおいて、経営力向上計画の策定・申請(上記(2)及び(3)の手続き)サービスを行っております(申請費用：税込

27,000円)。対象資産の取得を伴う設備投資の際は、ぜひ当社サービスの利用をご検討ください。

ご不明な点がございましたら
税理士法人アクシスまで
お問い合わせください
電話 088-631-8119



会計サービス四課
福良 優一郎

役員の重任

手続きを忘れずに！

■役員には任期がある

株式会社の役員（取締役、監査役）は無期限で続けられるものではなく、任期がありま

す。任期に関しては、会社法で以下のように定められています。

	取締役	監査役
原則	選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（会社法 第332条）	選任後 <u>4年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（会社法 第336条）
短縮する場合	定款で定める または 株主総会で決議することにより <u>2年未満</u> に短縮可能（会社法 第332条 但し書き）	原則として不可
伸長する場合	公開会社でない株式会社の場合は、定款で定めることにより、選任後 <u>10年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長可能（会社法 第332条 第2項）	取締役と同じ（会社法 第336条 第2項）

「定時株主総会の集結の時まで」となっているのは、株主総会で次の役員を選任するためです。

上記の任期が満了したら、次の役員を選任する必要がありますが、これまでと同じ人が

引き続き役員になることは可能です。これを「重任」といいます。ただしこの場合でも、一旦は退任し、時間的に連続して再任するという形を取ります。

■役員重任の手続き

法務局にて、役員の重任（再任）登記手続きが必要です。

この登記を怠ると、**100万円以下の過料**

に処されることがありますので、忘れないように必ず手続きを行いましょう。

■手続きの流れ

役員重任の日から2週間以内に、必要書類を揃えて法務局に登記申請を行います。（司法書士に代理申請を依頼することもできます。）

必要となる書類は、取締役会設置会社とそうでない会社では少し異なります。

申請に必要な主な書類は、以下の通りです。

- ・株式会社役員変更登記申請書
- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録（取締役会設置会社の場合）
- ・委任状（代理人に申請を依頼する場合）
- ・代表取締役及び取締役の就任承諾書（議事録内にその旨を記載した場合は不要）
- ・監査役の就任承諾書（議事録内にその旨を記載した場合は不要）

登録免許税は、役員の人数に関わらず1万円です。

ただし、資本金の額が1億円を超える株式会社の場合は3万円です。

■重任手続き忘れに注意！

中小企業では、役員を頻繁に変更することはあまり無いので、役員の任期は最長の10年に設定されているのが一般的です。これにより役員重任手続きの頻度を減らすことができますが、**長期間手続きを行わないため、いざ重任の時期に手続きをすっかり忘れてしまうことが懸念されます。**（運転免許証の更新のような通知は来ません。）

任期を10年に伸長できるようになったの

は平成18年5月のことです。それ以降に設立、または定款を変更して任期を10年にしている会社は、今後、役員の任期が満了になると思われます。

手続きを忘れると、先述の通り過料に処されることがありますので、十分にお気をつけください。定款や、登記事項証明書を確認して、任期満了の時期を確認しておきましょう。

■重任手続きは行政書士法人アクシスへ

行政書士法人アクシスでは、役員重任手続きをはじめとして行政手続に関する相談を承っております。

（法務局への登記は提携の司法書士事務所が行います。）

ご不明な点がございましたら
行政書士法人アクシスまで
お問い合わせください
電話 088-631-8119



行政書士
山崎 裕行

！！給与計算 ご注意ください！！

◆協会けんぽの保険料率が3月分（4月納付分）から改定されます

徳島県では

健康保険料率	➡	変更なし
<u>介護保険料率</u>	➡	<u>0.07%UP</u>
厚生年金保険料率	➡	変更なし

社会保険料を当月控除する事業所は、3月に支払う給与から介護保険料を変更してください。
社会保険料を翌月控除する事業所は、4月に支払う給与から介護保険料を変更してください。
（原則的な処理としては、翌月控除です）

※新しい保険料は、日本年金機構から送付されるお知らせ、または、インターネットで「徳島」「社会保険料率」で検索し、平成29年度保険料額表にて確認ください。

◆雇用保険料料率が4月分から改定されます

給与から控除いただく従業員負担分の雇用保険料率は以下のとおりです。

※4月の給与より雇用保険料率の変更をお願いいたします。

	現在		H29/4～
一般事業	0.4%	➡	0.3%
建設・農林水産	0.5%	➡	0.4%

※執筆時点では、上表の法律案が国会で成立しておりませんので、変更の可能性があることをご了承ください

給与計算の作業負担を軽減し本業に集中しませんか？

給与計算代行

800円／1名 ～

※Web明細は無料に対応！

株式会社徳島経理代行センター
社会保険労務士法人アクシス

給与計算をアウトソーシング（給与計算代行）することにより、毎月発生する煩雑な計算作業や料率変更作業等を削減し、本業に集中できる環境をお手伝いします。
価格は人数や業務内容によって異なります。
まずはお見積から！

お見積のご相談は・・・

Tel:088-631-8119 Email:kasaim@m-staff.com

担当：笠井（雅）・榎葉

タイムカード集計作業を削減しませんか！？

タイムカード集計作業に毎月時間がかかっていませんか？
勤怠管理システム導入により圧倒的な生産性向上を実現できます！

1 多彩な認証
タイムレコーダー



ニーズによって選べる
様々なタイムレコーダーを
ご用意

2 リアルタイム
管理



国内外はもちろん、世界の
拠点状況も、リアルタイム
自動集計

3 業務改善



生産性の向上、コンプライ
アンス対策など、労務管理
全般をサポート

4 コストダウン



計算・集計業務などを自動
化できる

5 親切丁寧な
安心サポート



初めてのシステムでも安心！
親切丁寧な導入サポート

初期費用なく安価
に導入可能です。

※契約期間、使用人数の制限なし
※打刻認証機器ご利用の場合は、購入費用が
かかります。（1台3万程度）

項目	価格
初期費用	0 円 ※
月額システム ご利用料金	使った分だけの従量課金 300 円／人



紙のタイムカードの問題点

- 毎月Excel等で集計作業が必要 -----▶ ✓ 自動で集計できる
- 紙のタイムカードの保管場所の確保 -----▶ ✓ 過去の勤怠データも確認可能
- タイムカードの修正対応 -----▶ ✓ 申請承認機能を使い、
(メール、電話による個別対応) システム上で修正可能
- 月末にならないと労働時間がわからない -----▶ ✓ リアルタイムで労働時間を確認できる
- 月末月初に事務作業が集中してしまう -----▶ ✓ いつでも事務作業できる
- 遠隔地のタイムカード情報の確認 -----▶ ✓ 遠隔地や外出時でも打刻ができる
- 不正打刻を防止できない -----▶ ✓ 不正打刻を防止ができる



勤怠管理システム

導入企業6,500社
利用者460,000人以上ご利用実績
ある勤怠管理システムをご提供

導入のご相談は・・・
株式会社徳島経理代行センター
Tel:088-631-8119 Email:kasaim@m-staff.com
担当：笠井（雅）・榎葉

～徳島から始まる地方創生～

地方中小企業

経営政策提案セミナー

無料

定員200名



革真塾
チーフコンサルタント

井崎 貴富

2017年

5月11日(木)

開場17:30 開会18:00

徳島教育会館 小ホール

定員200名

定員超過
の場合は抽選

テクノロジーの進化や社会構図の変化などで、大転換を余儀なくされている昨今の企業の経営構図を正に構築し、生存・成長するためのセミナーです。

特に、地方に位置する徳島県は、人口減少・経済縮小など厳しい経営環境にあります。

全国で年間1,000名を超える経営者が受講する人気経営講座講師である経営コンサルタント井崎貴富氏に地方中小企業が生き残る経営政策を提案いただきます。

第1部

◆ 18:00-19:15

経営環境の変化と景況

第2部

◆ 19:30-20:45

徳島中小企業への政策提案

お申し込みは弊社担当者
またはHPよりお申込みください
<http://www.m-staff.com/>

axis
税理士法人アクシス

◆お問合せ
税理士法人アクシス

〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3番地3
Tel:088-631-8119 Fax:088-632-6543
セミナー担当 / 土屋・笠井(雅)